

ASEAN・南西アジアの相互関税率をどう見るか

研究主幹 金子 哲哉

ASEANの相互関税率は比較的穏健だが、インドは高い水準

7月31日、トランプ大統領は「相互関税」の新たな税率を発表、8月7日から適用が開始された。注目点の一つは、米国が貿易赤字を抱えるASEANや南西アジアの国々に対する関税率が、各国の対米交渉を踏まえどう着地するかだった。

米国向け製品の生産拠点として存在感のあるベトナム、インドネシア、タイ、マレーシア、フィリピン、カンボジア、バングラデシュについては、税率は19～20%と狭いレンジに収まった。4月時点の発表では、カンボジアが49%、ベトナムが46%など一部の国に対し高税率が提示されており、それに比べると低水準に落ち着いた形だ。シンガポールは米国から見ると貿易黒字であり、税率は10%と低水準だった。ラオス、ミャンマーの税率は40%と高く、ラオスについては太陽光パネルの輸出急増が背景にある。インドはロシア産原油の輸入を続けていることが問題視され、25%の相互関税率の上に、さらに別途25%の追加関税を課され、合わせて50%という高税率になっている。

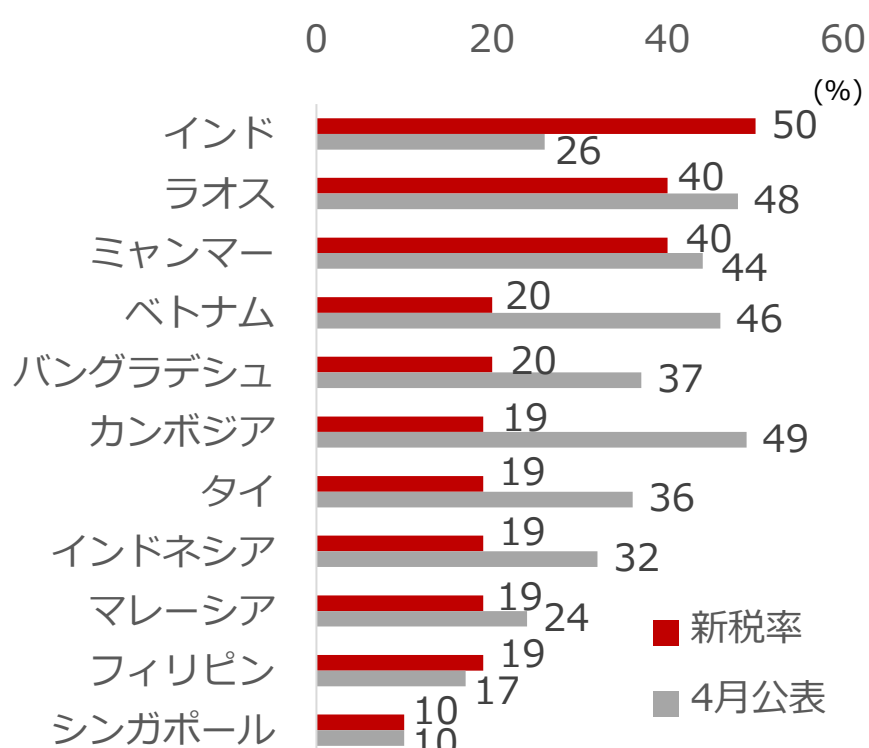
各国とも交渉を重ねたにもかかわらず一定程度の関税を課され、さらに自国の関税撤廃や米国産品の輸入拡大などを強いられた国もあり、必ずしも満足できる合意でなかったことは想像に難くない。ただ、高率の関税を課される国もある中で、ASEAN全体として見れば最悪の事態は回避できたと言えるかもしれない。インドは50%という高関税を巡り、今後どう展開していくか耳目を集める。

引き続き関税を巡る不透明感は強い

関税率が確定したとは言え、不透明感は引き続き強い。第一は高関税や罰則の対象となる積み替え（transshipment）の定義がはっきりしないことである。当初はベトナムとの合意でのみ言及されていたが、7月31日の大統領令ではすべての国に対して同様の対応を取ると示された。ただ、積み替えの定義は依然明らかにされていない。発表によると、国土安全保障省 税関・国境取締局（CBP）が関税逃れの積み替えと判断した物品に40%の追加関税やペナルティを課し、商務長官と国土安全保障長官が6カ月ごとに迂回に利用された国や施設のリストを公表すると述べられているが、実施要領の詳細は不明なままである。

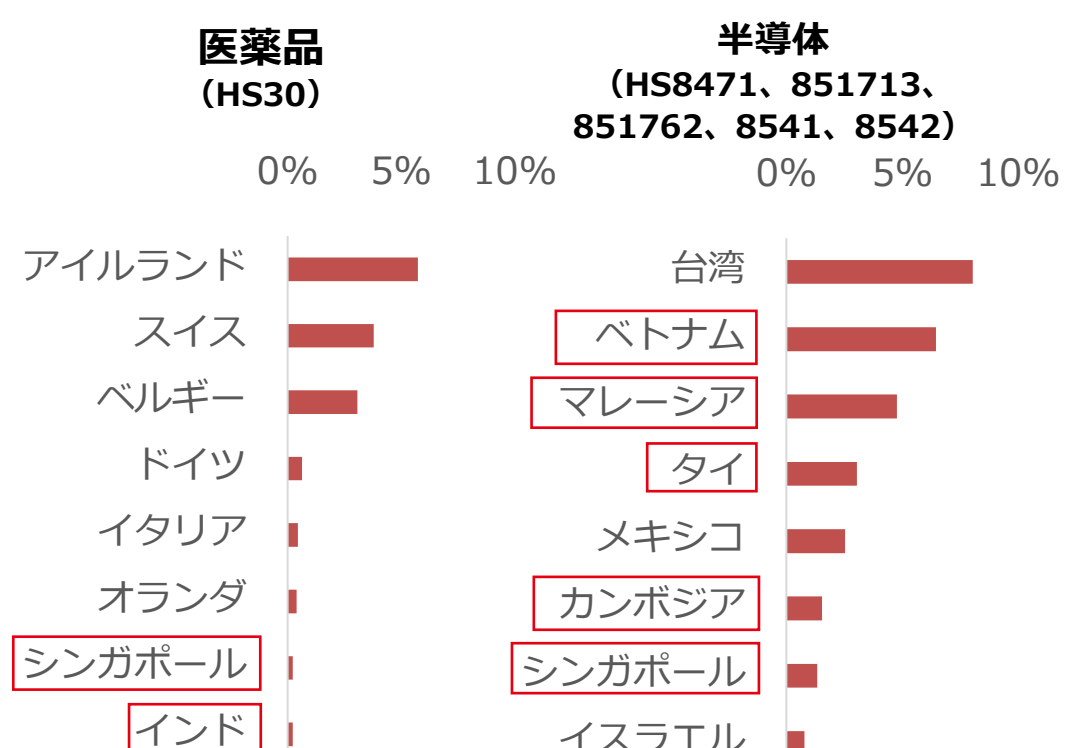
第二は医薬品、半導体などに対する、通商拡大法232条関連の分野別関税の動向である。医薬品については先週トランプ大統領が、初めは低率の関税を課し、1年～1年半後に150%、さらにその後250%に引き上げると発言。半導体については、およそ100%の関税をかけると述べた。どちらも米国生産を促す狙いがあり、最終的にこのレベルとなるかは不明だが一定の関税引き上げは実施されそう。医薬品のHSコードを30（医療用品）、半導体は電子機器も含め8471（パソコン）、851713（スマートフォン）、851762（通信機器）、8541（半導体デバイス）、8542（集積回路）と仮定し、主要国の米国向け医薬品、半導体輸出の対GDP比を見ると、医薬品ではシンガポール、インドがともに0.2%、半導体ではベトナム6.5%、マレーシア4.8%、タイ3.0%、カンボジア1.5%、シンガポール1.3%と試算される。最終的な関税の適用範囲にもよるが、ASEAN・南西アジアの国々は、特に半導体関税の影響を大きく受けることになる可能性がある。トランプ大統領は、これらの関税の詳細を今週にも発表する可能性をほのめかしており、内容が注目される。

▽ASEAN・南西アジア諸国の追加関税率



注：インドは別途発表された25%の追加関税を含む。
（出所）White House

▽米国向け医薬品・半導体輸出の対GDP比（24年）



注：ベトナムは23年。HSコードは仮定であり最終的なものではない。
（出所）UN Comtrade、ITC

(執筆者プロフィール)

金子 哲哉 (Tetsuya Kaneko)

Kaneko-T@marubeni.com

研究主幹

研究分野：アセアン・南西アジア全般

外国為替部、宇宙航空機部、秘書部などを経て2013年より丸紅経済研究所。2013～18年経済調査チーム長、2018～19年産業調査チーム長。2019～25年にアセアン会社調査部長としてシンガポールに駐在し、アセアン・南西アジア各国の経済・政治・外交・産業など幅広い分野の調査・分析に従事。東京大学理学部地球物理学科卒業。

株式会社丸紅経済研究所

〒100-8088 東京都千代田区大手町一丁目4番2号

<https://www.marubeni.com/jp/research/>

(免責事項)

- 本資料は公開情報に基づいて作成されていますが、当社はその正確性、相当性、完全性を保証するものではありません。
- 本資料に従って決断した行為に起因する利害得失はその行為者自身に帰属するもので、当社は何らの責任を負うものではありません。
- 本資料に掲載している内容は予告なしに変更することがあります。